



島根県報

平成17年 4 月 1 日 (金)
号外 第 52 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立宍道湖自然館の指定管理者の指定	(水 産 課)	1
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	1

告 示

島根県告示第465号

島根県立宍道湖自然館条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第58号）附則第 2 項の規定に基づき指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立宍道湖自然館
- 2 指定管理者
雲南市木次町山方271番地13 財団法人ホシザキグリーン財団
- 3 指定期間
平成17年 4 月 1 日から 5 年間

島根県告示第466号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成17年 4 月 1 日から施行する。

平成17年 4 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

表邑智郡美郷町の項利便性に係る数値の欄中「0.89」を「0.92」に改め、同表那賀郡三隅町の項中

第二向野田	木造 2 階建	昭和58	0.91
-------	---------	------	------

を

第二向野田	木造 2 階建	昭和58	0.94
-------	---------	------	------

に改める。

